

自治体・助成制度名称	部署・事業所(連絡先)	助成額および補助金	助成条件および対象	モデルガーデンの有無
品川区	道路公園課 みどりの係 TEL:03-5742-6799	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥10,000～¥30,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ・壁面:上限30万円	民間建築物を対象として、1m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	有
渋谷区	環境保全課 TEL:03-3463-1211 内線3529	屋上:¥4,000/m <sup>2</sup> 、上限40万円 ベランダ:¥2,000/m <sup>2</sup> 、上限10万円 壁面:¥2,000/m <sup>2</sup> 、上限10万円	300m <sup>2</sup> 以上の敷地を持つ民間の建物で、建築物の販売を目的とした緑化整備で無い事	有
墨田区	環境保全課 緑化推進担当 TEL:03-5608-6208	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥10,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ:上限40万円	民間建築物を対象とする	有
中央区	緑化推進係 TEL:03-3546-5438	助成対象工事の総経費の2/3(非住宅系は1/2)もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥30,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ・壁面あわせて上限200万円 屋上・ベランダ・壁面:上限50万円	敷地面積が1000m <sup>2</sup> 未満の施設、他	無
千代田区	環境土木計画課 計画調整主査 TEL:03-3264-2111 内線2734	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥20,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ・壁面・プランター:上限10万円	敷地1000m <sup>2</sup> 未満の民間建築物を対象とする	有
豊島区	公園緑地課 緑化推進委員会 TEL:03-3981-1111 内線2958	対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥10,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ:上限40万円	民間建築物で1m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	有
葛飾区	環境課緑化推進係 TEL:03-5654-8239	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥10,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・壁面、合わせて上限30万円	2m <sup>2</sup> 以上の屋上緑化又は壁面緑化 既存建物 敷地面積1000m <sup>2</sup> 未満のもの	有
台東区	公園緑地課 TEL:03-5246-1323	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥10,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上:上限40万円 壁面:上限20万円	2m <sup>2</sup> 以上の屋上緑化又は壁面緑化 既存建物 敷地面積1000m <sup>2</sup> 未満のもの 新築・増改築 敷地面積300m <sup>2</sup> 未満のもの	有
練馬区	公園緑地課 緑化事業係 TEL:03-5984-2418	1m <sup>2</sup> あたり2万円または所要経費の1/2のいずれか小さい方の額とする。 上限80万円 営利目的の屋上でないこと	緑化区画面積が1m <sup>2</sup> 以上あること	有
文京区	みどり公園課緑化係 TEL:03-5803-1254	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥10,000～¥20,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ・壁面、合わせて上限40万円	5m <sup>2</sup> 以上の屋上緑化又は10m <sup>2</sup> 以上の壁面緑化	有
板橋区	みどりと公園課 みどりの係 TEL:03-3579-2533	区で定めた標準施工単価(¥20,000)×施工面積の額とし、助成対象工事の総経費の1/2までの額とする。 屋上・ベランダ:上限40万円	民間建築物を対象として、1m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	無
北区	環境課 環境緑化係 TEL:03-3908-8618	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥20,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上:上限100万円 ベランダ:上限20万円 壁面:上限20万円	民間建築物を対象として、3m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	無
江東区	水辺と緑の課 みどりの係 TEL:03-3647-2079	区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥30,000)×施工面積の1/2の額とする。 屋上・ベランダ・壁面:上限30万円	分譲もしくは販売を目的とした緑化整備で無い事	無

自治体・助成制度名称	部署・事業所(連絡先)	助成額および補助金	助成条件および対象	モデルガーデンの有無
杉並区	みどり公園課みどりの事業係 TEL:03-3312-2111	工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥20,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ・壁面、合わせて上限100万円	民間建築物を対象として、3m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	無
世田谷区	みどり政策課 TEL:03-5432-2282	区で定めた標準施工単価(¥20,000)×施工面積の額とし、助成対象工事の総経費の1/2までの額とする。 屋上・ベランダ・壁面:上限50万円	民間建築物を対象とする	無
目黒区	みどりと公園課 みどりの係 TEL:03-5722-9355	区で定めた標準施工単価(¥2,000～¥30,000)×施工面積の額とし、助成対象工事の総経費の1/2までの額とする。 屋上・ベランダ:上限40万円 壁面:上限40万円	民間建築物を対象として、1m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	無
港区	土木事業課 緑化推進係 TEL:03-3578-2111 内線2330	区助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥15,000～¥20,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上:上限30万円 ベランダ:上限15万円 壁面:上限20万円	民間建築物を対象とする。屋上3m <sup>2</sup> 以上・ベランダ1.5m <sup>2</sup> 以上・壁面10m <sup>2</sup> 以上を条件とする	無
荒川区	環境課 TEL:03-3802-3111	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥10,000～¥20,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上:上限30万円 壁面:上限30万円 (同一施設にて屋上緑化と壁面緑化を実施した場合は、合算額に対する助成限度額として40万円を適用)	民間建築物を対象として、2m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事	無
新宿区	みどりの係 TEL:03-3463-1211	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥30,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上:上限30万円 壁面:上限10万円	屋上緑化は上空から見える部分のみ助成対象、他	無
足立区	みどりのまちづくり課 TEL:03-3880-5188	助成対象工事の総経費の1/2もしくは区で定めた標準施工単価(¥5,000～¥30,000)×施工面積のいずれか小さい方の額とする。 屋上・ベランダ・壁面あわせて上限50万円	植栽基盤および壁面緑化部分は1m <sup>2</sup> 以上の緑化整備を行う事、他	無
神奈川県横浜市	環境創造局 環境活動事業課 TEL:045-671-3447	区で定めた標準施工単価(¥10,000～¥20,000)×施工面積の額とし、助成対象工事の総経費の1/2までの額とする。 屋上・壁面、あわせて上限50万円	建築物の屋上の緑化と壁面の緑化の合計が5m <sup>2</sup> 以上。	無
神奈川県川崎市	(財)川崎市公園緑地協会 TEL:044-711-6631	区で定めた標準施工単価(¥20,000)×施工面積の額とし、助成対象工事の総経費の1/2までの額とする。 屋上:上限100万円 壁面:上限50万円	3m <sup>2</sup> 以上の屋上緑化、壁面に沿って幅5m以上を緑化	無
神奈川県藤沢市	公園みどり課 TEL:0466-50-8421	工事費の1/2に相当する金額とする。 [個人]:屋上、ベランダ:上限20万円、壁面:上限50万円 [事業用等]:屋上、ベランダ:上限100万円、壁面:上限50万円	[個人]:3m <sup>2</sup> 以上の屋上緑化、壁面に沿って幅5m以上を緑化 [事業用等]:3m <sup>2</sup> 以上の屋上緑化、壁面に沿って幅5m以上を緑化	無
埼玉県戸田市	公園緑地課 TEL:048-441-1800 内線348	区で定めた標準施工単価(¥10,000～¥20,000)×施工面積の額とし、助成対象工事の総経費の2/3までの額とする。 屋上・壁面、合わせて上限50万円		無
埼玉県川越市	川越市環境政策課:049-224-5866	屋上は、助成対象工事の経費に1/2を乗じて得た額か、20,000円/m <sup>2</sup> のいずれか小さい額。上限40万円 壁面は、5,000円×補助資材の設置面積と、補助の対象とする経費に1/2を乗じて得た額のいずれか小さい額。上限10万円。 つる性植物を下垂させる壁面緑化の場合、10,000円×植栽延長距離の額と、補助の対象とする経費に1/2を乗じて得た額のいずれか小さい額。上限20万円。	屋上緑化について、3m <sup>2</sup> 以上緑化すること。壁面緑化について、補助資材を設置しつる性植物等を登はん等させて緑化する場合、補助資材の設置面積が3m <sup>2</sup> 以上。また、建築物の外壁面に連続する位置に固定式の植栽基盤を整備しつる性植物を下垂させて緑化する場合、植栽基盤の延長距離が3メートル以上で、かつ、植栽本数が1メートル当たり3本以上であること。	無

自治体・助成制度名称	部署・事業所(連絡先)	助成額および補助金	助成条件および対象	モデルガーデンの有無
埼玉県川口市	川口市みどり課 電話:048-258-1110	所要経費の2分の1、又は1m <sup>2</sup> あたり20,000円に施工面積を乗じた額のいずれか低い方。上限額は10万円。	屋上は、3m <sup>2</sup> 以上であること(プランター不可)。木本又は芝、地被類・多年草を植栽すること。(一部は一年草でも可)緑化後、5年以上継続して維持管理すること。	
千葉県船橋市	(財)緑の基金 TEL:047-436-2557	かかった経費の1/2 屋上:上限20万円 壁面:上限5万円	屋上:建築物の屋上に3m <sup>2</sup> 以上の樹木を植えた場合	無
千葉縣市川市	(財)市川市緑の基金 事務局:047-318-5760	屋上緑化事業 次の植物の区分に応じ、上限50万円。 (1) 樹木等 30,000円/m <sup>2</sup> (2) 芝、被子、苔等 5,000円/m <sup>2</sup> ベランダ緑化事業 10,000円/m <sup>2</sup> ×2分の1を乗じて得た額またはまたは、助成対象費用の総額に2分の1を乗じて得た額のいずれか小さい方の額とする。上限20万円。 壁面緑化事業 5,000円/m <sup>2</sup> ×2分の1を乗じて得た額または、または、助成対象費用の総額に2分の1を乗じて得た額のいずれか小さい方とする。上限10万円。	(1)屋上緑化は3m <sup>2</sup> 以上 (2)ベランダ緑化は1m <sup>2</sup> 以上 (3)壁面緑化事業:ツタその他の樹木を植栽し、建築物の壁面又は壁面に設置したフェンス等を覆わせること。	無

制度の内容は2008年5月時点にHP等で確認した内容です。変更などがありますので、ご利用にあたっては、かならず窓口にご確認ください。植栽前に申請が必要なものが多いので、ご注意ください。



しあわせ環境クリエイター  
**東邦レオ株式会社**

# 「施主」が緑を活用する時代へ。

2001年の東京都による屋上緑化の条例化を皮切りに、2002年の兵庫、2006年の大阪、2007年の京都と条例化の動きが全国的に活発化しています。都市におけるヒートアイランド対策の重要性が高まる中、今後の都市開発に「屋上緑化」は必須事項となりつつあります。

もっとも早くに条例化に踏み切った東京では、当初条例対策的ないわば消極的な緑化が目立っていましたが、最近では環境に対する認識が一般化し「環境貢献のメッ

セージ」や「おもてなしの実践」「集客効果」など、緑を媒介にしたエンドユーザーとのコミュニケーションツールとして、「施主」が積極的に緑を活用する事例が増えています。

中部版「建築物緑化」早わかりガイドでは、東邦レオの20年に渡る屋上緑化技術をもとに、目的や用途に合わせて適切な屋上緑化が選択できるよう、最新緑化情報を簡潔にまとめています。ぜひ参考にしてください。

## 中部地区における緑化助成制度（抜粋）

自治体・助成制度名称	部署・事業所（連絡先）	屋上緑化助成内容	壁面緑化助成内容	条件・備考
愛知県名古屋市 名古屋緑化基金建築物等 緑化助成制度	(財)名古屋市民どりの協会 普及部緑化普及課 TEL 052-731-8590	工事費の1/2 個人用：25万円 事業用：50万円 助成単価は2万円/m <sup>2</sup>	工事費の1/2 個人用：25万円 事業用：50万円 助成単価は2万円/m <sup>2</sup>	【屋上】個人用は3m <sup>2</sup> 以上、事業用は10m <sup>2</sup> 以上かつ屋上面積の20%以上を緑化する。 【壁面】個人用は5m以上、事業用の場合は10m以上つる性植物を植栽する必要があり(3本/m) 【助成の条件】樹木等の育成管理に最低5年間は努めなければならない。 ※条件に違反したときは、助成金の返還を求められる場合があります
愛知県名古屋市 奨励モデル型建築物等緑化助成制度		工事費の1/2 助成単価は3万円/m <sup>2</sup> 上限300万円	工事費の1/2 助成単価は3万円/m <sup>2</sup> 上限300万円	【屋上】事務所、店舗等の事業用建築物又は、戸数10戸・3階建て以上の中高層住宅に限る。緑化面積100m <sup>2</sup> 以上かつ屋上面積の2/10以上の緑化 【壁面】建築物の要件は屋上緑化と同じ。建築物等の壁面に沿って20m以上緑化。ただし、壁面に沿って誘引資材又は自立固定式の緑化補助資材を設置。
岡崎市 屋上等緑化事業 奨励補助金交付制度	土木建設部 公園緑地課 TEL 0564-23-6399	経費の2/3 5万円/m <sup>2</sup> 、上限50万円	経費の2/3 1万円/m <sup>2</sup> 、上限50万円	市街化区域内において、 【屋上】常緑の樹木または地被植物を主体とした面積3m <sup>2</sup> 以上の植栽 【壁面】常緑のツル性植物を主体とした面積3m <sup>2</sup> 以上の植栽 ※設置後5年間は保全育成に努めること
小牧市 屋上等緑化奨励事業 補助金制度	建設部 都市整備課 花と緑推進係 TEL 0568-76-1191	経費の1/2 ただし、2万円/m <sup>2</sup> を限度とし、限度額は50万円	経費の1/2 ただし、1万円/m <sup>2</sup> を限度とし、限度額は50万円	市街化区域内で、新たに建物の屋上又は壁面の緑化を行う個人、企業に補助金を交付する。 ※設置後5年間は保全育成に努めること
岐阜市 屋上緑化奨励補助制度	岐阜市民どりのまち 推進財団 TEL 058-262-6538	5万/m <sup>2</sup> 未満の場合はその事業費 5万円/m <sup>2</sup> 以上の場合、5万円×施工面積の2/3を補助金の額とし、限度額は50万円	つる性植物の苗木100株を限度に配布	【屋上】樹木を主体とし、3m <sup>2</sup> 以上かつ植栽可能な屋上の面積に対して緑被率30%以上を緑化する。5年間保全に努めること。 【壁面】延長5m以上で、概ね1mに2本以上を植栽。植栽後5年間は壁面緑化を廃止しない。育成管理に努めなければならない。
多治見市 民有地緑化助成制度	都市計画部 農と緑と公園の課 TEL 0572-22-1111 (内線 1384～1386)	指定の樹木若しくは種苗の購入費 (上限10万円)		【屋上・壁面】①緑化重点地区実行計画に定められる区域内であること ②定める樹種を使用して敷地面積の20パーセント以上 ③景観等において公益性が認められること ④緑化後5年間の維持管理を行うこと
三島市 屋上等緑化事業補助金	まちづくり部 水と緑の課 水と緑の係 TEL 055-983-2642	1件ごとの補助対象経費の額と基準額2万円/m <sup>2</sup> に緑化面積を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額の1/2以上上限100万円		【屋上】市内の建築物に1m <sup>2</sup> 以上の緑化区画を設置する場合 【壁面】市内の建築物壁面に1m <sup>2</sup> 以上這わせて緑化する場合
浜松市 屋上及び壁面等への地被植物交付制度	公園緑地部 緑化推進課 TEL 053-457-2565	セダム類、芝生、ヘデラ類、ササ類、ツツジ類等の交付 上限40万円	イタビカズラ類、ヘデラ類、ナツツタ等の交付 上限40万円	【屋上・壁面】建築物の屋上並びに壁面及び擁壁等の工作物への緑化を促進する者に対し、必要となる地被植物を交付する。3m <sup>2</sup> 以上の緑化を対象壁面は周囲から眺望できる場所とする。
金沢市 屋上等緑化助成金交付	都市整備局 緑と花の課 TEL 076-220-2356	5万/m <sup>2</sup> 助成率50%(上限50万円)	5千円/m <sup>2</sup> 助成率50%(上限50万円)	【屋上】3m <sup>2</sup> 以上で、屋上やベランダに緑化区画を造成するか、または、コンテナを設置して植木、芝生等を植栽 【壁面】3m <sup>2</sup> 以上で、建築物の壁面をツタ類等で緑化(フェンス等の設置経費含む)

名古屋でも  
こんな動きが!

## 全国初! 都市緑地法に基づく緑化地域の指定を検討中!

名古屋市では、過去15年間で1643ha(名古屋市中村区に相当)の緑が消失しています。さらなる緑の減少をくい止めるために、緑化地域の指定等による規制を行うことにより、民有地における緑の創出を検討しています。

緑化地域制度の内容は以下のとおりです。

- 区域  
市街化区域全域を緑化地域として指定し、緑化率の最低限度を定めます。
- 対象となる敷地面積  
対象となる建築物の敷地面積を300m<sup>2</sup>以上とします。ただし、近隣商業地域、商業地域では、土地の高度利用に配慮して、500m<sup>2</sup>以上の敷地を対象とします。
- 緑化率の最低限度  
緑化率の最低限度は、各用途地域に定められた指定建ぺい率に応じて、10%～20%の範囲で段階的に定めます。

# 「施主」が緑を活用する時代へ。

2006年4月、大阪府で緑化促進制度(条例)が施行され、敷地面積1千平方メートル以上の建築物の新築・改築又は増築に対し、屋上を20%緑化しなければならなくなりました。京都府も2007年4月から義務化を始め、すでに条例が施行されている兵庫県と合わせ、今後の関西における都市開発では、概ね「屋上緑化」が必須事項となります。東京都では、義務化がスタートして6年が経過しました。当初は条例対策的な、いわば消極的な屋上緑化が目立っていました。最近では環境に対する認識が一般化し「環

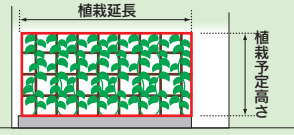
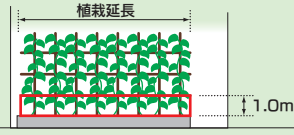
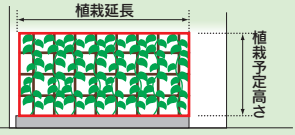
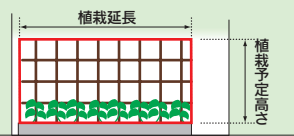
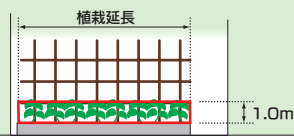
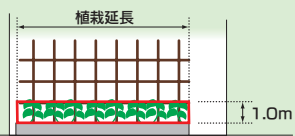
境貢献のメッセージ」や「おもてなしの実践」「集客効果」など、緑を媒介にしたエンドユーザーとのコミュニケーションツールとして、「施主」が積極的に緑を活用する事例が増えています。

関西版「建築物緑化」早わかりガイドでは、東邦レオの20年に渡る屋上緑化技術をもとに、目的や用途に合わせて最適な屋上緑化・壁面緑化が選択できるように、最新緑化情報を簡潔にまとめています。ぜひご参考して下さい。

## 関西3府県における「建築物緑化義務」それぞれの特徴

	兵庫県	大阪府	京都府
対象建物	建築面積 1,000㎡以上	敷地面積 1,000㎡以上	敷地面積 1,000㎡以上

### <屋上緑化面積のカウントに関する基準>

屋上緑化	屋上面積 (空調施設等除く利用可能な面積) ×20%			
菜園	○	○	○	
パーゴラ	○	○	○	
プランター (100ℓ以上)	○	○	○	
水流・池その他 (植栽と一体の場合)	○	○	○	
園路、土留めその他 (植栽と一体の場合)	×	○ 緑化面積の1/4以下	○ 緑化面積の1/4以下	
壁面緑化	早期緑化	 全面積	 緑化水平延長×高さ1.0m	 全面積
	将来緑化	 全面積	 緑化水平延長×高さ1.0m	 緑化水平延長×高さ1.0m
太陽光発電装置	面積の50%	面積の100%	面積の100%	

※面積は水平投影面積です。

### <地上部の緑化面積のカウントに関する基準>

地上部の緑化面積	①建築物の敷地で1,000㎡以上 敷地面積 - (敷地面積×建蔽率) ×50%	イ: (敷地面積 - 建築面積) ×25%	イ: (敷地面積 - 建築面積) ×15%
	②住宅の敷地で1,000㎡以上 敷地面積 - (敷地面積×建蔽率) ×20%	ロ: {敷地面積 - (敷地面積×建蔽率×0.8)} ×25%	ロ: {敷地面積 - (敷地面積×建蔽率×0.8)} ×15%
芝生駐車場	○ (緑被率50%以上の場合) ※助成制度あり	○ (保護材込み)	○ (保護材込み)

※イ・ロによって算出される面積のうち、小さい方の面積以上の緑化面積を確保する。

2007年3月 東邦レオ調べ

大阪でもこんな動きが

## ヒートアイランド対策に最大2500万円の補助制度

### 大阪府ヒートアイランド対策導入促進事業

大阪府では、ヒートアイランド現象の顕著な地域における熱環境の改善に貢献する質の高いヒートアイランド対策の取り組みを積極的に支援するために、民間事業者等によるヒートアイランド対策事業に対して、補助の対象となる経費の2分の1以内(2500万円を上限)を補助する事業を実施しています。対象とする事業は、①地上部・屋上・壁面緑化(義務緑化を除く) ②駐車場芝生化 ③高反射塗装 ④保水性舗装・透水性舗装 で合計面積が500㎡以上のものです。

# 「施主」が緑を活用する時代へ。

2001年の東京都による屋上緑化の条例化を皮切りに、2002年の兵庫、2006年の大阪、2007年の京都と条例化の動きが全国的に活発化しています。都市におけるヒートアイランド対策の重要性が高まる中、今後の都市開発に「屋上緑化」は必須事項となりつつあります。

もっとも早くに条例化に踏み切った東京では、当初条例対策的ないわば消極的な緑化が目立っていましたが、最近では環境に対する認識が一般化し「環境貢献のメッ

セージ」や「おもてなしの実践」「集客効果」など、緑を媒介にしたエンドユーザーとのコミュニケーションツールとして、「施主」が積極的に緑を活用する事例が増えています。

九州版「建築物緑化」早わかりガイドでは、東邦レオの20年に渡る屋上緑化技術をもとに、目的や用途に合わせて適切な屋上緑化が選択できるよう、最新緑化情報を簡潔にまとめています。ぜひ参考にして下さい。

## 九州地区における緑化助成制度（抜粋）

団体・窓口	事業名	対象			助成額および補助金 (屋上・壁面について)	助成条件および対象 (屋上・壁面について)
		屋上	壁面	外構他		
北九州市 環境局 都市環境管理課 エネルギー政策係	北九州市民間建築物 屋上緑化補助金				助成額は事業費の1/2 限度額は100万円	北九州市における市街化区域内の民間建築物（事業用民間建築物及び共同住宅）で、20㎡以上の植栽面積に樹木及び芝等地被植物などを植栽する場合
福岡市 都市整備局 公園緑地部 緑化推進課 緑化推進係	屋上緑化助成制度				助成額は工事費の1/2 屋上緑化工事費用の上限は2万円/㎡ 助成総額の上限は100万円	緑化重点地区の民有地（500㎡以上）で敷地面積の20%以上を緑化する場合（屋上・外構を含む）で、申し込み時に未着工で5年以上の維持管理が可能なもの
(財)福岡市森と緑の まちづくり協会 森と緑課 推進係	総合緑化助成制度				助成額は工事費の1/2 屋上緑化：2万円/㎡・壁面緑化：3千円/㎡をそれぞれの工事費用の上限とする 助成総額の上限は20万円	敷地面積500㎡未満の既存建築物の所有者が敷地面積の30%以上を緑化する場合
長崎市 道路公園部 みどりの課	長崎市緑化基金補助金制度				補助金は工事費の1/2 屋上緑化工事費用の上限は1.4万円/㎡ 助成総額の上限は20万円	市街化地域の私有地における屋上・バルコニー又は人工地盤で周囲から眺望の効く場所に2㎡以上の緑化を行う場合
熊本市 環境保全局 環境保全部 緑保全課	屋上等緑化助成制度				助成額は工事費の2/3 屋上・ベランダ緑化は10万円/㎡を工事費の上限とし、1件あたりの上限は100万円 壁面緑化は1万円/㎡を工事費の上限とし、1件あたり上限は20万円	中心市街地活性化基本区域内で、それぞれ屋上緑化：3㎡以上、ベランダ緑化：1㎡以上、壁面緑化：3㎡以上の緑化を行う場合
大分市 都市計画部 公園緑地課 緑化計画係	活き粋大分街かど空間奨励事業				補助金は工事費の1/2 補助額は屋上緑化の場合1.4万円/㎡以内で1件あたりの総額の上限は20万円、壁面緑化は千円/㎡以内で1件あたり10万円が限度	緑化重点地区の建物に設けられるもので屋上は1㎡以上、壁面は5㎡以上の緑化を行うもの。また、植物は常緑であること
宮崎市 都市計画部 都市景観課	民間施設緑化推進事業補助金				補助金は工事費の1/2以内。屋上緑化を含む場合は50万円上限、屋上緑化を含まない場合は20万円上限	1,000㎡の敷地で緑化計画書を届出したもの
	緑化空間創出事業費補助金				補助金は(一戸建)工事費の1/2、生垣10万円上限、壁面緑化5万円上限。(一戸建以外)工事費の1/2、屋上緑化を含む場合は50万円、屋上緑化を含まない場合は20万円	一戸建てや店舗付住宅、会社事務所、店舗等の生垣および壁面緑化、またはそれ以外の緑化

※制度の内容は2007年9月時点にHP等で確認した内容です。変更などがありますので、ご利用にあたっては必ず窓口にご確認下さい。  
※植栽前に申請が必要なものが多いのでご注意ください。

## 建築物緑化義務化の動きと概要

	東京都	兵庫県	大阪府	京都府
施行	2001年4月	2002年10月	2006年4月	2007年4月
対象建物	敷地面積 1,000㎡以上	建築面積 1,000㎡以上	敷地面積 1,000㎡以上	敷地面積 1,000㎡以上
緑化面積	利用可能な面積×20%			